

## 5 主な快適環境づくりの事例

### 1 緑とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	工場緑化の推進	府域	府 (商工部)	工場立地法に基づく工場立地適正化調査の一環として、工場緑化推進指導事務について通産大臣より知事が委託を受けて行っている。工場緑化用樹木の無償配布、工場緑化セミナーの開催、工場緑化コンクールの開催などを実施。
2	施設緑化パイロット事業 (泉北府民センター)	堺市	府 (農林部)	市街地の緑化を進める上で施設緑化の推進は重要であり、府の公共施設について昭和52年に策定した緑化基準に沿って施設緑化に努めている。昭和57年度は、敷地の大部分がアスファルトやコンクリート等の人工物で覆われ、緑の少ない泉北府民センターで、緑化のモデルづくりを実施。 (4種 計471本の植栽で、緑被率12%→21%)
3	花と緑の相談所 (府営大泉緑地)	堺市	府 (土木部)	市街地の過半を占める民有地における緑化の推進をはかるため、府民の都市緑化に関する意識の高揚と緑化に関する知識の普及を目的とする「花と緑の相談所」を府営大泉緑地内に昭和56年10月オープン。緑に関する相談業務、図書の間覧、ビデオ上映、展示会・講習会・野外観察会の開催などを実施。
4	エコロジー手法による「郷土の森」を中心とした工場緑化	堺市	新日本製鉄(株)堺製鉄所	「エコロジー手法に基づく郷土の森づくり」を提唱する宮脇昭教授(横浜国立大学)の指導により、製鉄所周辺の自然林、鎮守の森などを調査し、適正樹種を選定し、植栽模式図を作成し、これをもとに環境保全林を中心とする工場緑化計画を策定し実施する。ドングリの採取は従業員、家族のほか隣接の三宝連合町会の住民の協力を得る。(昭和57年度未累計) ドングリ播種約686万個、植栽本数13万7千本。
5	生垣緑化助成制度	豊中市	市	「市民参加による緑の町づくり」を主テーマに、さらに民有地の緑化を強化するため、昭和58年度から生垣緑化助成制度をスタート。街なみ景観の向上のため、小規模な生垣でも助成できるようにし、事業所用地にまで枠を広げている。助成金一樹木の購入に要する経費の $\frac{2}{3}$ 、交付最高限度額6万円

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
6	市民の森の育成	池田市	市	総合公園である五月山緑地を、自然とのふれあいやレクリエーション活動の場として、さらに市民各層のコミュニケーションの場とするため、市民の森の育成を昭和56年より行っている。民間団体約30団体による「市民の森をつくる会」を結成し、年1～2回の植樹祭、オリエンタリング・キャンプ等のレクリエーション活動などを実施。
7	緑のネットワーク	吹田市	市	緑の少ない地域を中心に緑被率を高め、市民に親しんでもらうため、5本の緑道幹線(31.3km)を軸とした緑のネットワーク化を計画する(整備年度昭和57～70年度)。歩道の拡幅や河川堤防の活用などにより緑道を整備し、高・低木を植栽し、ベンチ、彫像などを配置し、公園や史跡、社寺林等を結ぶ。
8	緑化推進事業	泉大津市	市	昭和49年に、「緑化推進要綱」・「公共施設緑化5ヶ年計画」を策定し計画的に公共施設の緑化をすすめ、昭和53年度末には目標を大きく上回り3万4千本植栽する。特に、学校、幼稚園では父兄が共同で樹木の植栽・管理を行い、現在教育施設の平均緑被率は20%を超える。ほかにも、生垣用樹木を支給する生垣設置奨励事業、結婚・出産記念樹、小学校入学記念樹の支給など多彩な事業を実施。
9	緑の村整備事業	高槻市	市	農村の豊かな自然環境の保全と活用を通じて、地区農業者の研修や集会等の場を確保するとともに、都市生活者の自然とのふれあいの場を提供するため、昭和54年に市で「みどりの郷基本計画」が策定され、事業に着手。昭和56年6月、花しょうぶ園オープン、昭和57年4月釣り堀施設がオープン。また、同年6月に旧造り酒屋の酒蔵と母屋を改修して、自然環境活用センター兼農林漁業体験実習館と野外緑地広場がオープン。
10	大阪府立少年自然の家(仮称)	貝塚市	府 (教育委員会)	少年たちが恵まれた自然環境の中での集団生活を通じて豊かな情操とたくましい心身をもった少年を育成するための施設として建設。昭和50年7月基本計画の策定、昭和56年12月造成工事着工、昭和58年12月建設工事着工予定、昭和60年4月に供用開始予定。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
11	みどりの推進地区の指定	守 口 市	市	急激な都市化の中で、みどりのある自然環境が喪失されるに至った実情をかえりみて、「みどりの環境をつくる条例（守口市条例第28号昭和54年4月1日）」を制定する。その推進として、市民と市民あるいは事業者が共同して、それぞれの土地に樹木等を植栽し、育てることを約束した場合にその土地のみどりの推進地区として指定する。現在長池町を指定。
12	市民園芸村の開設	守 口 市	市	急激な都市化が進行するなかで、生産緑地（農地）を確保するとともに、農業に愛着心をもっている人に「土」に親しんでもらおうと、昭和48年度から、既に休耕している農地を地主から借用し、市民園芸村として市民に開放している。現在、5地区で開放。一家族一区画（約12m <sup>2</sup> ）を原則として年2,000円で貸与。
13	保存樹木（樹林）の指定	守 口 市	市	数少ない大木・古木や由緒ある樹木及び樹林は、みどりのある生活環境として確保する必要があるため、その所有者の同意を得て、保存樹木（樹林）として指定。 神社・仏閣での緑が中心。現在、保存樹木14本、保存樹林8ヶ所指定。
14	緑道整備	大 東 市	市	地域住民より、下水道敷や水路埋め立て地を遊歩道として整備してほしいとの要請をうけ、通学路や公共施設への連絡道の利用度の多い箇所より緑道整備を昭和57年度から実施。緑道両側に花壇（レンガ積）を設置し、中木・低木を植栽、区間ごとにベンチを設置。通行箇所はカラー舗装。現在3地区で実施。
15	保護樹林等の指定	大 東 市	市	都市の緑を確保するためには、緑化の推進と併せて、現存する緑を保全することが必要であり、そこで市民に親しまれ、また由緒のある樹木を保護樹林等に指定。
16	モデル緑化パイロット事業 （府立母子保健総合医療センター）	和 泉 市	府 （農林部）	新しく造成される住宅団地の中には、長大な法面がみられるが、植生による法面保護は、植物の生長に伴い、土壌の保全効果は年を追って大きくなり、風致・景観面でも、はるかに優れ、緑地の造成という大きな役割を果たす。そこで法面面積の大きい府立母子保健総合医療センターを選び、法面保護・景観的機能・遮へい機能等を考慮したモデルづくりを昭和57年度から3

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				カ年計画で実施。
17	ふるさと公園整備事業	摂津市	市	ふるさとイメージを与える山や川など自然と人間がふれあう場を創るため、区画整理事業の中核に位置する公園予定地で、昭和54年度から3カ年計画で実施。地形に変化をもたせ、緑につつまつむとともに、多目的利用の広場ややすらぎの広場を設定。ふるさとイメージを確保するため、園路で自然石舗装、自然石縁石、遊戯施設に木製の遊具をとり入れるなど自然の素材を用いる。
18	府立緑化センター	羽曳野市	府 (農林部)	緑化の推進をはかるため、緑化に関する総合的な知識・技術の普及をはかる拠点となる緑化センターを府農林技術センター内に設置。昭和54年度より事業着手、昭和58年4月1日オープン。施設として、緑化樹見本園、緑化展示園、生垣展示園、苗園、緑化相談展示室など。
19	市民園芸愛好会	藤井寺市	市	会員相互の融和をはかるとともに、上に親しみ、自然を愛し、作物をつくる楽しみを得るため、休耕田となった農地を利用。市内8農園約600区画を1人1区画を原則として、年間2,500円で貸出し。1年1回全農園を対象に、貸農園利用品評会を実施。

## 2 水とのふれあいの場の創造

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	今川親水河川 (今川・駒川せせらぎ)	大阪市	市	固有水源をもたない、今川・駒川は、晴天時に滞水し、水が腐敗して、悪臭が発生していた。そこで、河川浄化用水として平野下水処理場からの3次処理水を流し、河川を浄化するとともに、今川最上流部(約300m)には、景石や植栽を配し水と親しめる場所を生み出している。昭和56年6月今川通水開始、昭和57年4月駒川通水開始。
2	十三間川親水河川	大阪市	市	農業用水路としての機能をなくし、枯渇した十三間川に新しく大和川から維持用水を取水し、同時に上流部(約400m)に岩や石を配し、渓流と遊歩道を整備し水に親しめる川としている。昭和58年7月供用開始。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
3	岸和田土生郷修斉線道路改良工事	岸和田市	市	毎年雨期になると浸水をくりかえしている古城川で、埋没跡地整備として、岸和田を代表する一つの顔でもある古城川にかわる川の復元、城下町としての伝統的、歴史的な都市景観の配置美を高めるための欄干橋の設置、緑化、遊歩道の整備などを昭和56年度から3ヵ年計画で進めている。
4	安威川河川環境広場	茨 木 市	府 (土木部)	水辺における憩いの場、レクリエーションの場として、また、防災時の避難場所として、安威川において河川敷を昭和57年度から3ヵ年計画で整備。1～4号の広場のうち、昭和58年4月、3号広場オープン。
5	滝畑ダム周辺整備事業	河内長野市	府 (農林部)	滝畑ダムは洪水調節、かんがい用水の補給、上水道水源の確保のため、昭和57年3月に完成した多目的ダムであり、ダム完成により、水と緑のあるうらおいを与える機能を有することになり、周辺整備により府民の憩える場を創出する。昭和57年度から3ヶ年計画で、公園2ヶ所、運動広場1ヶ所、展望台1ヶ所、遊歩道等を整備。
6	淡輪・箱作海岸環境整備事業	岬 町	府 (土木部)	余暇の増大等に伴う海洋レクリエーション需要は今後も増大が予想され、阪南町から岬町に至る約2kmの海岸を海水浴場として整備し、海浜の保全をはかる。昭和57年7月、一部(約400m)淡輪地区でオープンし、たくさんの海水浴客でにぎわう。
7	舟渡池公園	美 原 町	町	「見るレクリエーション」から「するレクリエーション」への転換に対応するため、舟渡池を中心として周辺を公園化し、緑豊かで水の豊富な舟渡池公園を、昭和57年3月に1部(1.7ha)完成。園路1,015m、あずまや2ヶ所、ハツ橋1基。

### 3 歴史的文化的雰囲気醸成

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	府立文化情報センター	大 阪 市	府 (教育委員会)	府民の文化活動及び生涯学習を推進するため、府立文化情報センターを昭和56年11月に設置。センターは府下の公民館、文化施設等や文化活動グループの間に、情報のネットワークをめぐらすとともに、コミュニティ活動やボランティア

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				ア活動を促進するための情報提供や指導者の養成を図る諸事業を行い、新しい大阪の文化創造の拠点施設として運営。
2	御堂筋ギャラリー	大 阪 市	市	昭和54年度から10月10日（祝日）に開催される「いちようまつり・体育の日市民のつどい」の協賛事業として実施。御堂筋（淀屋橋～中央大通）両側沿道の企業のショーウィンドウ、ビジネスウィンドウに専門画家や日曜画家の油絵を展示し、御堂筋を散策する市民の憩いの場となる。
3	大阪市立東洋陶磁美術館	大 阪 市	市	住友グループ21社から東洋陶磁の宝庫として有名な「安宅コレクション」の寄贈を受けたのを記念して、これを展示、収蔵するために建設され、昭和57年11月開館。水と緑に囲まれた中之島公園の雰囲気と調和するようデザイン・色彩等に配慮。現代建築技術の粋をあつめ、「自然採光展示ケース」をはじめ種々創意工夫。
4	史跡連絡遊歩道の整備	大 阪 市	市	大阪に数多く残されている史跡や神社、寺院などを気軽に訪れることができ、周囲のすぐれた景観を楽しみながら、散策できる遊歩道を整備。昭和57年度までの整備済延長は18.7km（総延長46.4km、江口、上町台地、平野郷の3コース）。遊歩道には歴史性とマッチさせるため、日本庭園の「つたい石」をとり入れ、大型コンクリート平板を連結して並べ、舗装材料にバラエティをもたす。
5	旧岸城幼稚園舎復元工事	岸和田市	市	明治32年に建築された、伝統的な御殿風様式の市内の小学校建築第1号という由緒ある旧岸城幼稚園を市立中央公園に復元し、市民の文化活動・生涯教育の場として活用をはかる。
6	大阪国際児童文学館	吹 田 市	府 (教育委員会)	昭和54年10月、早稲田大学鳥越信教授が、児童文学関係資料約12万点を府に寄贈することを決定。児童文化の振興と児童の健全育成に資するとともに児童文学等児童文化の国際交流をはかる拠点として、昭和58年3月に万博記念公園内に建築着工。昭和59年5月開館予定。
7	都市シンボル創造事業 (玉川の里整備事業)	高 槻 市	市	昭和56年6月、関係自治会等の代表により、都市シンボル創造市民会議が結成され、一定の方向が示され、市制40周年を迎え、芥川緑地軸を

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				中心とした河川空間を市民の憩いの場として活用できるよう、玉川の里の整備事業を実施。昭和57年度は古来「うのはな、の名所であった玉川の里を復活するため「うのはな、を植栽する一方、シェルターやベンチを設置。
8	高槻市立歴史民俗資料館	高槻市	市	市内に散在する歴史民族に関する資料を収集、保存し、その展示公開を行う歴史民族資料館を昭和56年10月に工事着手し、昭和57年7月開館。展示館は、市指定有形文化財の旧笹井家住宅を移築復元したもの。収蔵庫も展示館や周囲との調和をはかるため、瓦葺の土蔵調の外観とする。
9	史跡の道整備	八尾市	市	高安山の山麓に多く点在している史跡を結び、市民が気軽に散策しながら歴史に親しむ「史跡の道」の整備を行う。点在する史跡にそれぞれ道標石板、説明石板を設置。山麓に「万葉植物園」を設置（58年度）したり、ハイキングコースの整備を行うなど一体的に整備。
10	和泉市久保惣記念美術館	和泉市	市	綿紡織業久保惣(株)が綿業の不況により会社を廃業するについての記念事業として、市が美術品、美術館、基金等の寄付を受け、昭和57年10月から社会教育施設として活用。国宝指定2点、重要文化財指定28点を含め、約500点の東洋古美術品を展示。建物は数寄屋風に仕上げ、古い町並のたたずまいと調和。

#### 4 魅力ある都市景観の創造

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	大阪都市景観建築賞	府 域	府・大阪市・府建築士会	特に都市景観や美しい街なみの創出に寄与した建築物の設計者、施工者、建築主を表彰する「大阪都市景観建築賞」の制度を昭和56年度に、府、大阪市、府建築士会の共催で創設。対象は府域内で最近5ヶ年以内に完成し、竣工後1年を経過した建築物。応募、推せんはだれでも。
2	総合設計制度 (市街地住宅総合設計制度)	府 域	建築主 市町村 府 (建築部)	昭和45年に建築基準法が改正され、一定規模以上の敷地を有し、敷地内に一定割合以上の空地を確保し、市街地の環境改善に資する場合、建築物の容積率・高さ制限の特例を認めることができる制度。特に容積率の緩和により、設けられた公開空地は、広場・緑地・通路など一般に公

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				開（公開空地総面積約238,000m <sup>2</sup> ）。
3	建築協定	府 域	地域住民市町村府（建築部）	地域住民が自らの環境を自分たちで守っていくための協定であり、住環境を守る担い手として全体的評価が高い。昭和57年度は15件、昭和57年度末現在51地区締結。府では、協定内容に門塙を生垣、生垣併用とすることや、敷地内緑化をはかることなどをとり入れるよう指導。
4	建築美観誘導制度	大 阪 市	市	優れた建築美観の誘導により良好な都市景観の形成をはかるため、昭和55年「建築美観委員会」を設置し、その報告に基づき検討し、昭和57年1月より建築美観誘導事前協議要領を策定し、美観誘導を実施。都心部の主要街路のうち、現在、実施地域はなにわ筋、国道2号線、堺筋。
5	都心道路の美化「四ツ橋筋」	大 阪 市	市	四ツ橋筋は特に大阪駅から中之島遊歩道を結び、沿道には毎日ホール、フェスティバルホールなどの文化施設があり、たくさんの人が集まるため、昭和56年度から花と緑にあふれたプロムナードを整備。電柱、標識柱類の整理統合、街路樹の高木化と密植化、橋の欄干をデザインしたチェーン式安全柵の設置、信号灯器の型状統一美化など実施。
6	都市道路の美化「堺筋」	大 阪 市	市	堺筋の車線幅員をみなおし、80cmの余裕の生まれた分を両側の歩道の拡幅にあて、昭和54年度からプロムナード化を実施。拡幅しても十分な歩行空間がないので特に枝葉がたれる「やなぎ」から枝が上にのびる「ゆりの木」に植えかえ、グリーンベルト内は低木を植栽せず芝を植え安全柵もチェーン式に取り替えるなど、ゆとりと広がりのある歩行空間になるよう配慮。
7	ミナミを美しくする会の活動	大 阪 市	ミナミを美しくする会	タバコの吸いがらやガム、紙くず等のポイ捨てで、汚れている「ミナミ」で戎橋商店会を中心とする商店、周辺住民、企業などで構成する「ミナミを美しくする会」を昭和55年3月に結成。毎月第1、第3日曜日、午前11時から30分程度清掃活動。ほかに、ポイ捨てアキマヘンクラブを結成し、会員の募集を行う。
8	駅前自転車駐車場の建設	堺 市	府（企業局）	泉北高速鉄道光明池駅では手軽で便利な自転車の利用が非常に多く、多数の自転車が駅前に放置され、歩行を阻害するとともに都市景観を損



	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				うなどの弊害が生じる。そこで昭和57年10月に自転車駐車場の建設に着手、昭和58年6月に供用開始。歩行者専用道路の法面を利用、868台収容可能。料金は無料。駅前全体の景観に十分配慮し、デザインに工夫。
9	住民参加による不法屋外広告物撤去運動	泉大津市	市	町的美観を阻害する不法屋外広告物を住民参加の運動でとり除くことにより、清潔感のある美しい町づくりをすすめる。昭和51年自治会連合会、電々公社、関西電力、警察署、市などで「不法屋外広告物等撤去対策協議会」を結成し毎月定期的に打合会と撤去活動を行っている。
10	環境保全モデル地区の指定	大東市	市	市民憲章推進運動の明るく豊かで住みよいまちづくりの一環として、地域住民が主体となり環境保全、環境美化の推進をはかるため、環境保全モデル地区を指定。道路・水路等の清掃、不法広告物の撤去など美化活動や道路・公園などの公共施設の適正利用等を推進。現在錦町を指定。
11	美化ハイク	大東市	市	道路沿いに散乱しているゴミを拾うことにより美化の推進を図るとともに、市内の文化財をみることで郷土愛をはぐむために、昭和57年度から美化ハイクを実施。
12	町を美しくする運動	撰津市	市	不法屋外広告物等の氾濫が街の美化を著しく損い風紀や交通を阻害する要因ともなっているため、昭和57年7月に「町を美しくする運動連絡協議会」を設立し、関係機関、団体、市民が一体となって、月一回不法屋外広告物等の一斉撤去を行っている。

## 5 憩いとふれあいの空間の創出

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	憩いの空間創出計画	府 域	府 (建築部)	既成市街地にある公共建築物等のオープンスペースを有効活用することによって、府民生活の身近な場所で「憩いとやすらぎの場」を創り、また地域の文化的特性の表現と魅力ある都市景観づくりに寄与するため、昭和57年度に「ポケットパーク整備基本調査」を実施。昭和58年度以降、府有施設で具体化していくとともに他の公共施設や民間施設へも展開させる予定。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
2	公立スポーツ施設整備費助成	府 域	府 (教育委員会)	府民の体育・スポーツ活動への高まるニーズに応えるため、社会体育主要5施設（運動広場・コート・体育館・柔剣道場・プール）を建設する市町村に対し、国の補助制度に加えて、昭和57年度から府が独自の助成制度を発足。昭和57年度補助対象17件。
3	コミュニティ道路 (歩行者系道路)	大 阪 市	市	違法駐車が多く、歩きにくく、車の通行が多く、またスピードを出すので不安といった生活道路において、歩行者や自転車利用者の交通安全と快適な環境づくりを目的としてコミュニティ道路を整備。進入車が低速でしか通行できず、また不法駐車を排除するため、車道の幅員を狭くし、ジグザグ状にしている。樹木はコミュニティ道路のシンボルとして「ゆずり葉」を植栽。歩道への乗り入れ防止のため、不連続な駒止柵とベンチ状の柵を設置。
4	三宝地区のコミュニティ道路	堺 市	市	広幅員の未舗装道路の舗装にあたり、地区周辺の環境整備をはかる。三宝地区は工業用地域と住居地域の接点にあたるため住民、工場勤労者を主体としたコミュニティ復活の出発点とする。車の減速効果をねらった道路設計、会話の場としてのポケット広場の設置など。昭和58年9月、第一期工事完成予定（約200m）。
5	グリーンスポーツセンターの整備	豊 中 市	市	昭和45年に庄内下水処理場建設にあたり、地元反対運動があり、処理場建設後屋上部分にプールと公園を設置することが附帯条件となる。昭和56年庄内温水プール完成。屋上には芝生広場、ちびっこ広場、キャンプサイト、ゲートボール場が整備。建物の側面を感じさせないよう滝施設を設置。
6	府道大阪吹田自転車道路（大規模自転車道）	吹 田 市 茨 木 市 摂 津 市 守 口 市	府 (土木部)	公園・名所・旧跡、景勝地等の散策やスポーツを目的としたサイクリング等の利用者の増加に対処し、交通安全を確保するため、昭和49年度から事業着手している大阪市域の事業区間に接続して、北大阪周遊自転車道構想の一部区間として昭和57年度に事業化（守口市淀川左岸堤防～万博記念公園9.4km）。摂津、茨木市界の公園に駐輪場（30台）を設け、休憩場施設を設置。
				千里ニュータウンが昭和37年に「街びらき」を行って以来、昭和57年に誕生20年を祝うとともに

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
7	千里ニュータウン20周年記念行事	吹田市	千里20年まつり実行委員会(財)大阪府千里センター	に、21世紀の千里を展望するため、各種の記念事業を実施。昭和57年5月、地元自治会を中心とする「千里20年まつり」実行委員会発足、同月、開幕宣言、同年11月、千里パレード、主な行事終了。千里まつりでは、千里八景の選定、モニュメント「カリヨンの塔」建設、「千里の歴史と伝統」の発行など実施。
8	泉大津ポンプ場の施設開放	泉大津市	府(水道部)	第5次工業用水道事業の実施にあたり、配水ポンプ場を公共埠頭の付属用地に建設することになったが、当用地が修景厚生港区であり、ポンプ場建設に伴い損われる環境を保全する施設を設置する必要が生じる。そこで市民の気軽に利用できる施設として、すりばち状に開いた段状の観客席と円形のステージをもった野外劇場を建設するとともに、周囲に植栽を行い、緑道と一体化した港湾緑地になるよう配慮。
9	高槻ポンプ場の緑化と上部開放	高槻市	府(水道部)	府営水道第6次拡張事業の実施にあたり、高槻市に中継ポンプ場の建設が必要となる。当用地は、準工業地域に位置するものの、小学校・幼稚園、第2種専用地域に隣接しており、地元自治会等から環境保全とオープンスペースの開放を要望。そこで、高・中・低木の植栽、芝生の整備等緑化工事を行うとともに、浄水池の上部を市民に開放するため、囲障を設け、散水栓、便所等を設置。
10	コミュニティ道路	高槻市	市	地区道路への通過交通の進入を抑制するとともに、自動車の低速化により安心して楽しく歩けるようにするため、コミュニティ道路(高槻町)を整備。車の速度を物理的におとさすため、車道幅員を狭くし、道路の線形を屈曲させる。また、車椅子にのっている人が容易に車道を渡れるよう、歩道全体の段差を切り下げる。周囲の環境にマッチした照明灯を設置。
11	歩行路の整備	守口市	市	工場・家庭などの排水により、水質悪化した不用品な農業用水路を暗渠化し、安全な歩行の場を確保するため、昭和48年度から歩行路を整備。車両が入らないよう車止柵を行い、暗渠をカラー平板し、植樹帯を設け、歩行路幅の広い場所は児童の憩いの場として遊具などを設ける。

(注) 上記事例は、昭和58年6月に、快適環境づくりの具体事例について照会したところ、庁内各部及び市町村から回答のあったものについてとりまとめたものである。